学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保・Will・その他任意保険について

本学学生は大学負担により、学生教育研究傷害保険（略称「学研災」）および学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠責」）に全員が加入します。加入手続きは大学が行いますので、改めて手続きをしていただく必要はありません。また、看護学部は学部の特性から、医療系の事故に特化した補償制度「Will」に大学負担で全員が加入します。加入手続きは大学で行います。補償内容についてはパンフレットをご参照ください。

ほかに任意保険として「学研災付帯学生生活総合保険」「学生総合保障制度」のパンフレットを掲載しています。加入は任意ですので、各自内容を確認のうえ、必要に応じて直接保険会社へ申込み手続きをしてください。なお、申込〆切日を過ぎてもできます。

【保険の概要】

学研災（傷害保険）・・・学生本人のケガに対する補償

死亡保険金額最高１，２００万円＋通学中等危険担保特約

[補償対象者] 全学部

※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害（怪我）を被った場合に対象となります。

※病気についての補償はありません。

付帯賠責「学研賠」・・・学生が他人にケガをさせた、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償

[補償対象者] 教育学部、人文学部、経済情報学部

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活においての賠償責任には適用されません。

付帯賠責「医学賠」・・・学生が他人にケガをさせた、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償

[補償対象者] 看護学部

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活においての賠償責任には適用されません。

「Will」・・・学生本人（看護学部）・・・実習中のケガ・感染事故について補償

＊任意保険

「学研災付帯学生生活総合保険」
「学生総合保障制度」 **・・・学生本人の病気、ケガの両方について補償**

詳細はパンフレットを参照してください。

お問い合わせ先

【人文学部・経済情報学部】
岐阜キャンパス保健室 058-278-0724
hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・看護学部】
羽島キャンパス保健室 058-279-6257
hokenh@shotoku.ac.jp

看護学部に入学される皆さまへ

総合補償制度「Will」について

総合補償制度「Will」は学校で取りまとめて加入する保険です。
本学では大学が加入手続きを行い、入学時に全員が「Will１」に加入しています。
12 月以降に、以下の URL および QR コードよりパンフレットが確認できます。

閲覧可能となりましたら、パンフレットにある補償内容および重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）を必ずご確認ください。

https://www.medic-office.co.jp/will/2026/

岐阜聖徳学園大学・大学院からの重要なお知らせです。必ずご確認ください。

岐阜聖徳学園大学・大学院
学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に　このような“学生”にご加入をおすすめします。

部活・サークルをはじめる

自転車を運転する

自転車条例にも対応！

一人暮らしをはじめる

アルバイト・インターンシップをはじめる

風邪をひいた時、
たった１日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！
※個人賠償責任補償にセットされます。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。
※学生教育研究災害傷害保険
（本学は学研災に全員加入しています。）

申込締切：2026年3月31日（火）

※４月１日を補償開始日とする場合、
必ず締切日までにお振込みください。

●申込締切に関わらずお申込みいただけます。中途加入ご希望の場合、お支払い日翌日からの補償開始となります。
●2026年４月25日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。
（Webサイトで保険料をご確認できない場合は、パンフレット裏面記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。）
●退学等の場合には解約手続きが必要になります。一部保険料を返金しますので、パンフレット裏面記載の取扱代理店までお問い合わせください。

〈４月１日以降・WEB手続き（コンビニ払）の中途加入ご注意点〉
●毎月25日～月末までにWEB加入サイトにてお手続きされた場合、補償開始日は最短でも翌月１日となります。
例①：４月25日にお申込み手続きを行い、４月26日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は５月１日となります。
例②：４月25日にお申込み手続きを行い、５月５日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は５月６日となります。

団体割引適用
30%

１日あたりわずか
約28円～
※Cタイプ（保険期間4年）の場合

申込はWEBで
簡単3分
https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=02435OO

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ！

学生生活には
付帯学総が学生の“万が一”
こんなリスクが！
を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の**練習中**、足元がすべってしまい、ひざを**ケガ**してしまった。14日間の**通院**をして、治療費に**90,000円**かかってしまった。

学研災に加入しているので、今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば治療費として**90,000円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車を運転して…

【事故事例】

授業の帰りに**自転車**でアルバイト先に向かっていたら曲がり角で歩行者に**ぶつかって**しまった。幸い、命に別状はなかったが**440万円**の賠償金を払うことになった。

学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての**一人暮らし**、洗濯機を回したまま**外出**した際に排水ホースが外れて床全面に**水漏れ**してしまった。修繕費用として**30万円**かかってしまった。

学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「7 借家人賠償責任」で補償されます

アルバイト・インターンシップをはじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、油が入った鉄板から油が飛んできて**やけど**を負ってしまった。治療費用として**4万円**がかかってしまった。

学研災に加入しているが、今回のケースは**補償されない**

付帯学総に加入していれば治療費用として**4万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケガにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

＊学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が**1日**あたりに換算すると約**28円**～

※Cタイプ（保険期間4年）の場合

WEBから**簡単**にご加入

https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500

まずは詳しい補償項目をみてみよう！

このページは補償の概要を示したものでございます。詳細はP.5をご参照ください。また、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」を必ずご確認ください。

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

学生が風邪をひいてしまったとき、たった１日の通院から補償

加入者の 90.5%(＊1) が安心!

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
…お支払い保険金 3,860円

治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
…お支払い保険金 12,220円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！最寄りの病院を知りたい → 医療機関案内

急に激しい頭痛。どうしたらいいの… → 緊急医療相談

※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉セット

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

加入者の 92.5%(＊1) が安心!

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、学生のご卒業までの授業料を補償

加入者の 88.5%(＊1) が安心!

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）

学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。

学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

（＊1）付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果（2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル）

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

学生の急な入院に駆け付けたいときも

※3日以上の入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまっても

生活用動産

一人暮らしを狙われ盗難被害にあっても

免責金額：1事故5,000円

死亡・後遺障害

学生に万が一があったときも

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

申込はこちら！ 簡単3分

https://tokiomarinejny.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500

さらに詳しい補償内容はP.5へ

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉付

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人が**偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（＊1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害(*1)

傷害補償基本特約＋学校管理下中不担保特約＋天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ　国内外で**学生本人が**ケガや熱中症で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。
（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

3 治療費用（入院・通院）(*1)(*2)(*3)

通院1日目から補償

医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）＋天災危険補償特約（医療費用補償用）

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント　**医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。**

ケガ・病気　国内で**学生本人が**ケガや病気で**1日以上通院または入院した場合、入通院中の手術も含めて健康保険等の自己負担分**(*4)を保険金としてお支払いします。
（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。）

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

（＊2）**治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。**
初診日：2026/4/15 のケース
60日を経過した日：2026/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2026/6/30
2026/4/15 ～ 2026/6/30の治療がお支払対象

（＊3）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（＊4）自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等

救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人が**保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気にかかり継続して3日以上**入院したり**、搭乗している航空機や船舶が**遭難した場合**等に、**学生本人またはその親族等が交通費や宿泊料、捜索救助費用等を負担した場合**に保険金をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

5 育英費用・傷害学資費用・疾病学資費用(*1)

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約・天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）

扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で**扶養者**がケガや熱中症によって**死亡したり、重度後遺障害を被った場合**に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガや熱中症に加えて**扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

◆育英費用保険金（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害）
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金
（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害、病気による死亡）
お支払対象期間中（＊2）**に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。**

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

（＊2）**お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。**

6 生活用動産

一人暮らし限定

住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約＋新価保険特約

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で**学生本人が所有する家財**が火災や盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）	5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で**学生本人が**火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

付帯学総 Q&A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。
一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入プランのご案内》

30%割引　1年あたりに換算すると 約9,723円～

※Cタイプ（保険期間4年）の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生（一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。）			一人暮らしの学生		
保険金額 1	個人賠償責任(*1)	1事故 国内：1億円 国外：1億円 限度			1事故 国内：1億円 国外：1億円 限度		
保険金額 2	死亡・後遺障害(*2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 3	治療費用（入院・通院）(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
保険金額 3	治療費用（入院・通院）(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
保険金額 4	救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 5	育英費用(*4)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 5	傷害学資費用(*4)(*5)	50万円	50万円	対象外	50万円	50万円	対象外
保険金額 5	疾病学資費用(*4)(*5)	50万円	対象外		50万円	対象外	
保険金額 6	生活用動産(*6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
保険金額 7	借家人賠償責任(*6)				300万円	300万円	300万円

地震・噴火・津波によるケガまたは熱中症も補償

保険料（卒業までの一括払） 天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2030年3月卒業予定者（4年間分保険料）	56,610円	41,220円	38,890円	62,600円	47,210円	44,880円
2029年3月卒業予定者（3年間分保険料）	40,210円	31,260円	29,910円	44,800円	35,850円	34,500円
2028年3月卒業予定者（2年間分保険料）	25,670円	21,560円	20,930円	28,880円	24,770円	24,140円
2027年3月卒業予定者（1年間分保険料）	13,190円	12,120円	11,960円	15,030円	13,960円	13,800円

（＊1）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
（＊2）教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊4）**独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。**
（＊5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次（＊7）までの期間です。
（＊6）**一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。**
（＊7）お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次(*7)に応じて
4年間	2030年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2030年4月1日（午後4時）まで4年間
3年間	2029年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2029年4月1日（午後4時）まで3年間
2年間	2028年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2028年4月1日（午後4時）まで2年間
1年間	2027年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2027年4月1日（午後4時）まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ！簡単３分でご加入できます。

❶サイトへアクセス
QRコードから
特設サイトへアクセス

❷事前登録
事前登録には
メールアドレスが
必要になります。

❸加入タイプの選択
加入タイプ選択の際には、
適宜パンフレットを
ご参照ください。

❹加入内容の入力

❺コンビニの選択

❻コンビニで保険料払込　保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで !!

サイトのご利用　8:00 ～ 22:00 の間でご利用ください。
保険料のお支払い　コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

※コンビニ払い手数料は振込人負担です。
※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め 30 万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※左記以外のコンビニはお取り扱いできません。

❼6 月中旬頃加入者証の到着
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは領収証を保管してください。
※送付先は加入者住所です。

※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QR コード/URL は進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

★注意★ご加入できるプランは大学によって異なります。以下URL・QR コードに掲載の補償の概要等は大学によってはご加入できない補償も含めてすべての補償が掲載されているため、加入プランによっては補償の対象外となる補償も掲載されております。必ずパンフレットをご確認いただいた上で補償の概要等をご確認ください。

パンフレット・補償の概要等・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QR コードに掲載の重要事項説明書・補償の概要等については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいはWeb加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要等を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要等を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm

≪返還保険料の取扱い≫
・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

≪控除証明書について≫
治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲　**この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。なお、退学の場合の変更日はお申し出日以降の変更日になります。）。

保険金を請求するときは

❶事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
❷保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。
❸ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
❹**ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。**
❺賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承諾がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉」はセットされませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

事故の連絡・お問合せ先 **ご契約内容・補償内容**	取扱代理店 **株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸　岐阜支店　大垣支社**	**0584-78-8901**（代理店電話番号） 〒503-0911　岐阜県大垣市室本町5-14　大垣東京海上日動ビル３F （FAX 0584-78-8902） ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心 110 番）［0120-720-110］へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	**東京海上日動火災保険株式会社** **（担当課支社）岐阜支店　大垣支社**	〒500-8671　岐阜県岐阜市金町6-4　岐阜東京海上日動ビル３F （TEL 058-264-5210 FAX 050-3385-6616）

●学研災については、本学担当窓口（保健室）までお問い合わせください。

2025年5月作成　25T-000280

入学予定者・保護者の皆さまへ

岐阜聖徳学園大学/大学院

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」加入についてのお知らせ

（略称：「学研災付帯学総」）

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では、正課中・大学行事中、課外活動中（大学に事前に届け出のあるものに限る。）及び大学施設内における休憩中ならびに通学中（大学施設間移動中も含む）に発生した怪我に備え、（公益財団法人）日本国際教育支援協会『学生教育災害傷害保険（略称：「学研災」）』に、全学生が加入（大学負担）しています。

しかし、この制度は、**学生本人の病気や、日常生活などにおいて他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりした場合には適応されません。**

そこで、本学では、学生生活全般に対応できる補償制度のひとつとして、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入（個人負担）を推奨しています。

なお、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入締切日は、以下の通りとなっております。補償内容の詳細などは、同封のパンフレットをご参照ください。

締切日：2026年３月31日（火）

（保険問い合わせ先:パンフレット裏面に記載　取扱代理店まで）

※2026年４月１日以降にお振込の場合は振込日翌日から補償開始となります。

※2026年４月30日以降にお申し込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。

「学研災付帯学総」は、「学研災」では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償するほか、課外事故時の賠償責任補償（アルバイト中やサークル活動中を含む）、自転車事故の高額賠償等の学生生活を２４時間、365日を総合的に補償する内容（注１）となっています。

なお、「学研災付帯学総」は追加して任意で加入できる保険ですので、既に他の傷害・生命保険等に加入し、怪我や病気の補償がある場合は、重ねて加入する必要はありません。

保険の補償内容につきましては、入学手続き書類内でも案内しておりますので、合わせてご覧ください。

敬具

（注１）　正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内の事故における死亡・後遺障害については本保険の対象ではなく、学研災の補償対象となります。

2025年10月作成　25TC-002805

Will・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）の加入及び学研災付帯学生生活総合保険（任意保険）について

本学の看護学部生は、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）に加え、接触感染特約およびWill 1に全員が加入（大学負担）しております。
なお、学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）は任意加入となります。詳細は、下記ならび別紙パンフレットをご参照ください。

【 保険の種類による違い】

全学部共通	学研災（大学負担）	**被保険者（以下:学生）本人のケガに対する補償** ※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害（怪我）を被った場合。
全学部共通	付帯学総（任意加入）	**学生生活全般に対応できる補償** ※国内外で学生本人が偶然な事故により他人に怪我をさせたり、物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償。 ※学生本人が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害（怪我）を被った場合。（死亡・後遺障害保険、治療費用保険） ※学生本人が病気で入院又は通院した場合。（歯科疾病治療ならびに精神障害による入通院、痔核・裂肛等は除く。） 他、救援者費用等保険金、育英・学資費用保険金・生活用動産保険金、借家人賠償責任保険金は、加入タイプによって異なります。
看護学部	付帯賠責　医学賠	**学生が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償** （対象となる交通手段：徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る） **※補償範囲活動以外での通学中や日常生活においての賠償責任には、補償されません。**
看護学部	接触感染特約	学生が臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生となる日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合。 1事故につき15,000円（定額払）
看護学部	Will 1	**学生本人の臨床実習中のケガに対する補償、第三者に対する賠償責任への補償、感染事故予防への補償** ※ 本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって、身体に障害（怪我）を被った場合に対象。 ※ 第三者に対する賠償責任は、国内外24時間補償。

【 学研災・付帯賠責・Will ・付帯学総　比較表】

補償内容		補償時間	学研災（傷害保険）	付帯賠責	Will（日本看護学校協議会共済会）	付帯学総
			死亡保険金額最高2,000万円＋通学中等傷害危険担保特約	医学賠	Will 1	
加入方法			大学にて加入（大学負担）			任意加入（個人負担）
補償対象者			本学学生全員	看護学部全員		任意加入者のみ
補償対象活動範囲			正課中、学校行事中 課外活動（クラブ活動）中 通学中、学校施設間移動中	正課中、医療関連実習中、学校行事中、課外活動（大学承認を受けたインターンシップ又はボランティア活動）中、教育実習、保育実習、介護体験活動、及びその往復	別紙参照	加入タイプ別
傷害（怪我）	死亡 後遺障害	正課・学校行事中	○		×	× 学研災で補償
		臨床実習中（看護のみ）			○ 最高265万円	
		学校施設内（上記以外）			×	
		課外活動中			×	
		通学・施設間移動中			×	○
		その他日常活動	×		※国内外24時間補償 最高30万円	○
	入院	正課・学校行事中	○ 日額4,000円(180日限度) ※1日目より支払		×	○ 医療機関窓口で自己負担した健康保険等費用 ※通院または入院を開始した日から その日を含めて60日を経過した日の属する月の末日まで ※保険開始前の怪我等は対象外
		臨床実習中（看護のみ）			日額 3,800円	
		学校施設内（上記以外）			×	
		通学・施設間移動中			×	
		その他日常活動	×		×	
	通院	正課・学校行事中	○ 治療日数1日以上 3,000円 ～ 30万円		×	
		臨床実習中（看護のみ）			日額 2,800円	
		学校施設内（課外活動中を除く）	○ 治療日数4日以上 6,000円 ～ 30万円		×	
		通学・施設間移動中			×	
		課外活動中	○ 治療日数14日以上 ３万円 ～ 30万円		×	
		その他日常活動	×		×	
病気	死亡・後遺障害	24時間	×			×
	入院	24時間	×		臨地実習中感染予防・検査費用 50万円限度	○ ※怪我の補償同様
	通院	24時間	×			
賠償責任		正課・学校行事中		○ ※対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。	○ ※国内外24時間 1事故につき 1億円限度 ※情報機器内のデータ損壊1事故 500万円限度 ※鍵交換費用補償	○ ※1事故につき 1億円限度（国内外） （例） 自転車事故の高額賠償など ※ 自動車およびバイク（原動付自転車）は対象外
		臨床実習中				
		学校施設内（上記以外）		×		
		課外活動中		△ クラブ活動は除外		
		通学・施設間移動中		○ ※対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。		
		その他日常活動		×		

2025年10月作成　25TC-002805